

令和 6 年度

業 務 委 託 設 計 書

岩手中部水道企業団

課 長	課長補佐	係 長	設計者	精算者					
着 手 完 了	期 日		自 令和 年 月 日 自 年 月 日 至 令和 7 年 1 月 22 日 至 年 月 日					単 独 上段：当初設計 下段：変更設計	
納 期 日 数								摘 要 歩 掛 適 用： 基 礎 単 価 適 用： 機 械 損 料 適 用： 工 種 区 分： 施 工 地 域 区 分： 冬 期 労 務 補 正： %	
番 号			第 号						
履 行 場 所			岩手中部水道企業団危機管理センター（北上市藤沢15地割74番地3）及び委託者が指定する場所						
件 名			ノーコードツールアプリ開発伴走支援業務委託						
設 計 金 額			金 円也						
概 要			別紙のとおり						

総 括 表

()は直接人件費

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
業務費						
業務委託料	1	式				
ノーコードツールアプリ開発伴走支援業務委託	1	式				
合計	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書

()は直接人件費

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ノーコードツールアプリ開発伴走支援業務	1	式				
直接業務費 ※業務仕様については、仕様書参照	1	式				
業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

仕様書

1 件名

ノーコードツールアプリ開発伴走支援業務委託

2 履行目的

業務の正確性や効率化の向上を図るため、岩手中部水道企業団で導入しているノーコードツールを用いたアプリ構築への支援を行うもの。

3 履行内容

(1) サポート窓口の設置

利用するツールについては、サイボウズ社の kintone を利用する。

kintone の基本的な操作方法や活用に関して、サイボウズ社のサポート内サービスとは別に、発注者側の代表者 2 名からのメールでの問い合わせを受け付ける専用窓口を設置し、サポート対応を行う。

なお、本専用窓口における対応に要した時間は、下記(2)における上限時間の算定には含まないものとする。

(2) アプリ構築支援

履行期間内において、業務アプリ作成に向けた打合せや技術的アドバイス、設定方法の質疑応答等のアプリ構築支援を行う。

なお、本内容による支援については、履行期間内において累計 30 時間を対応の上限とし、上限時間内で支援を行うものとする。また、別途交通費等の諸経費が発生する場合、時間として計上できる。

【支援の例】

- ・ 月一回の定例会議：全 6 回（1 時間程度）
- ・ アプリ作成勉強会：隔月 1 回（2 時間程度）
- ・ 事務局打合せ：全 6 回（2 時間程度）
- ・ アプリ作成ヘルプ：随時（1 時間程度）

ア 技術的アドバイス等

発注者側の職員が行うアプリ作成に関し、技術的なアドバイスを行う。アドバイスはリモートでの対応を基本とするが、必要に応じて訪問対応についても協議を行う。

【アドバイスの例】

- ・ アプリ作成の技術的アドバイス（kintone 標準機能及びプラグイン）
- ・ セキュリティ設定に係る技術的アドバイス
- ・ 関係者との調整に係るアドバイス
- ・ 運用ルール設定におけるアドバイス
- ・ 類似した事例の紹介

イ その他問い合わせ対応

その他の問い合わせに対する対応を行う。対応は、メールまたは、Q&A アプリを作成した上でアプリ上での問い合わせを基本とする。

ウ 納品物

履行期間終了後、又は支援時間が上限に達した日のいずれかの作業完了日より1週間以内に、対応の内容をまとめた作業報告書を電子データにて納品するものとする。

4 履行場所

岩手中部水道企業団危機管理センター及び委託者が指定する場所

5 対応時間

3 (1) 及び(2)に係る対応時間は、開庁日の9時00分から17時15分までとする。

6 委託期間

契約日の翌日 から 令和7年1月22日(水)まで

7 受託者の要件

受託者の要件として、次の各号を全て満たすものとする。

(1) kintone オフィシャルパートナーとして認定されていること。

(2) ISMS 認証 (ISO27001) を取得していること。

(3) 次の各号を全て満たす者を、本業務における作業従事者として選定すること。

ア kintone 認定資格を有すること。

イ 過去3年以内に自治体において kintone を利用したシステム設計・開発に関する実績を有すること。

8 業務完了届

受注者は、業務完了後、発注者に対し業務完了届を提出するものとする。

9 備考

その他、この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、発注者、受注者の両者協議のうえ決定するものとする。